

各位

株式会社USEN TRUST

家賃保証サービスにおける初回保証委託料を免除する 「災害特別対応」を実施

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

当社は、令和8年熊本地震により被災されたご契約者さまの事業再開および生活再建を支援するため、新たに賃貸借契約を締結する際の保証委託契約における初回保証委託料を免除する「災害特別対応」を実施いたします。

■「災害特別対応」実施の背景

このたびの地震により、多くの賃借人さまや家主さまが被災されました。近年、地震や台風などの自然災害が相次いで発生しており、多くの事業者さまやご入居者さまが、やむを得ず事業の中断や住居の退去、賃貸借契約の解約を余儀なくされています。当社は、被災されたご契約者さまが一日も早く事業の再開や生活の再建ができるよう支援するため、本対応を実施することといたしました。

■「災害特別対応」の概要

令和8年熊本地震により被害を受けられた当社の家賃保証サービスのご契約者さまが、新たな物件で事業の再開や生活の再建をされる場合、「テナント家賃保証」および「レジデンス家賃保証」の初回保証委託料を免除いたします。

【対象者】

下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- 災害救助法が適用された地域で被災され、賃貸物件が通常使用できなくなったことにより、賃貸借契約の解約を余儀なくされた方
- 当社の家賃保証サービスの保証委託契約を締結していた賃借人さま[※]

※ 新たな物件で事業の再開や生活の再建をされる場合においても、同一の賃借人さまであることが条件となります。

【適用条件】

- 官公署自治体が発行する「罹災証明書」または「被災証明書」をご提出いただくこと
- 被災した物件の賃貸借契約を解約した日から1年以内に、新たな物件の保証委託契約を締結すること
- 新たな保証委託契約は、従前と同一の取扱店さま（不動産業者）を通じてお申込みいただくこと

当社は、持続可能で活気ある街づくりと、安心・安全な暮らしの実現に貢献することを目指しております。取扱店さまにおかれましては、お手数をおかけいたしますが、本取り組みへのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■USEN TRUSTへのお問い合わせ

お問い合わせフォーム、または下記窓口までお問い合わせください。

【賃借人さま】

USEN TRUST カスタマーインタラクティブセンター

TEL：03-6772-8704（受付時間 10:00～18:00 ※年末年始を除く）

【取扱店さま】

USEN TRUST エージェントサポートデスク

TEL：0120-981-054（受付時間 10:00～18:00 ※年末年始を除く）